

5 教政第 279 号
令和 6 年（2024 年）2 月 8 日

市町村（組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

知事の事務部局の組織に関する条例等の一部改正について（通知）

日頃は本県の教育行政に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

文化財行政及びスポーツ行政（学校体育を除く。）の知事部局への移管につきまして、別添のとおり、知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されますので、お知らせします。

記

改正概要

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

- 観光、地域振興等に関する施策と連携した効果的な施策の推進を図るため、教育委員会が所管する文化財の保護に関する事務及びスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を、知事の事務部局に移管
- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行

組織改正図

別紙のとおり

（問合せ先）

担当 教育政策課総務係 田中、櫻井

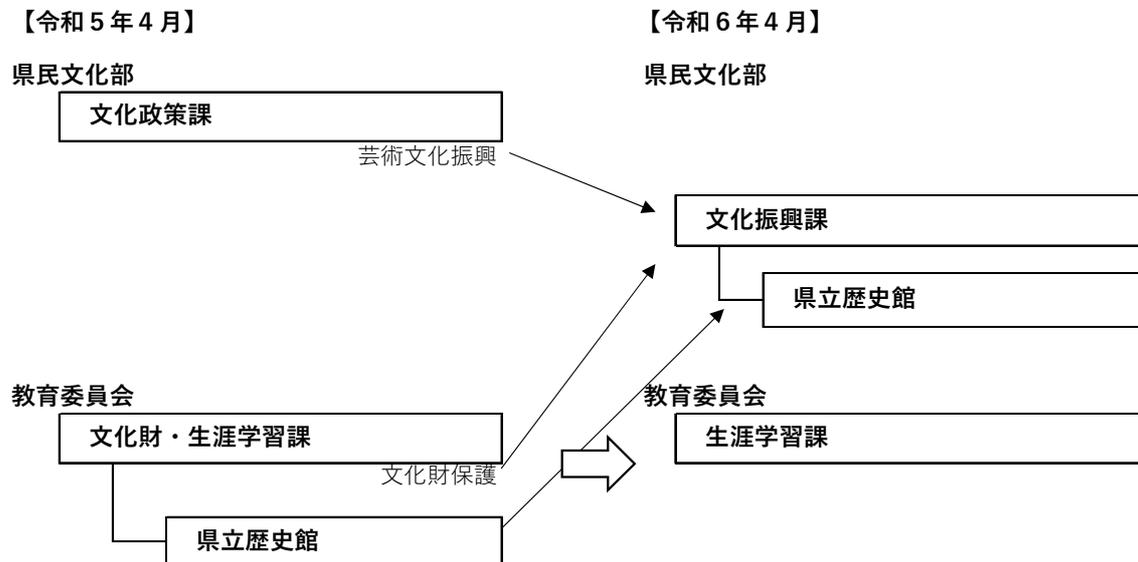
電話 026-235-7421（直通）

FAX 026-235-7487

電子メール kyoiku@pref.nagano.lg.jp

(別紙) 組織改正図 (教育委員会関係)

○文化財行政



○スポーツ行政

